様式第3号(第4条関係)

第　　号

　　　年　　月　　日

　様

　相馬地方広域水道企業団

企業長　　　　　　　　　　印

保有個人情報不開示決定通知書

　　　年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示をしないこととした理由 | □法第78条第1項第　号に該当（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□文書不存在（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

* この決定に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月

以内に、企業長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知

った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経

過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月

以内に、相馬地方広域水道企業団を被告として(相馬地方広域水道企業団を代表する者は企

業長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分が

あったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から

起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、

上記1の審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の

翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この

裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この裁決の日の翌日

から起算して１年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。)。